

契約事務取扱要領

(平成18年3月31日学長決裁)

[令和6年5月15日最終改正]

(趣旨)

第1条 国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）における売買，貸借，請負その他の契約に関する事務の取扱いについては，契約事務取扱規程（平成16年島大規則第39号。以下「契約規程」という。）に定めるもののほか，この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において，「契約担当職員」又は「検査職員」とは，契約規程第36条及び第37条に規定する契約担当職員又は検査職員をいう。

2 この要領において，契約事務職員とは，契約担当職員から契約に関する事務を命じられた職員をいう。

3 この要領において，入札執行者とは，契約担当職員又は契約担当職員から入札の執行を命じられた職員をいう。

(一般競争入札の公告等)

第3条 契約事務職員は，一般競争に付そうとするときは，入札公告（以下「公告」という。）を作成して契約担当職員の決裁を得なければならない。

2 前項の公告中には，次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添付するものとする。

一 予定価格概算額内訳書

二 入札説明書

ア 仕様書，図面，カタログ等契約の内容を示す書類

イ 競争加入者心得

ウ 契約書案

三 仕様策定報告書

四 その他必要な書類

3 契約事務職員は，契約規程第5条に定める公告をするときは，本学所定の掲示板に掲示するとともに本学又は文部科学省のホームページに掲載しなければならない。

(入札説明会)

第4条 契約事務職員は，公告又は指名通知（以下「公告等」という。）及び入札説明書で示した契約の内容，入札条件等で書面に記載することが難しい事項，錯誤の生じるおそれのある事項等で説明の必要があると認める場合は，入札説明会を実施するものとする。

(一般競争入札に付そうとする場合)

第5条 契約事務職員は，一般競争による入札を執行しようとするときは，契約を作成して契約担当職員の決裁を得なければならない。

2 前項の契約中には，次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添付するものとする。

一 予定価格調書

二 技術審査報告書又は仕様書に示す内容を履行できると判断した書類

三 競争加入者からの提案書及び資格等を証する書類

四 入札説明書受取者名簿

五 第3条第2項に定める書類

六 その他必要な書類

(指名競争に付そうとする場合)

第6条 契約事務職員は、指名競争に付そうとするときは、契約伺を作成して契約担当職員の決裁を得なければならない。

2 前項の契約伺には、次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添付するものとする。

- 一 予定価格調書
- 二 指名競争契約理由書
- 三 指名基準に関する書類
- 四 指名通知書案
- 五 入札説明書
 - ア 仕様書、図面、カタログ等契約の内容を示す書類
 - イ 競争加入者心得
 - ウ 契約書案
- 六 仕様策定報告書
- 七 その他必要な書類

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、入札の執行に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 入札者の資格に関する事
- 二 入札書の適否に関する事
- 三 落札者の決定に関する事
- 四 その他適正な入札執行上必要と認められる事項

2 前項の入札には、松江地区にあつては財務部財務課長が指名する者、出雲地区にあつては医学部事務部会計課長が指名する者が立会うものとする。

(随意契約に付そうとする場合)

第8条 契約事務職員は、随意契約に付そうとするときにおいて、次の各号に掲げる場合は、契約伺を作成して契約担当職員の決裁を得なければならない。

- 一 予定価格が300万円以上の工事、製造、財産の売買、物件の賃貸借又はその他の契約をするとき
- 二 単価契約等により契約書を作成する必要があるとき
- 三 その他特に必要があると認めるとき

2 前項の契約伺には、次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添付するものとする。

- 一 予定価格調書
- 二 随意契約に付す理由及び業者選定理由書
- 三 機種選定理由書
- 四 仕様書、図面、カタログ等契約の内容を示す書類
- 五 見積通知書案
- 六 請書案
- 七 その他必要な書類

(契約の公表)

第9条 契約事務職員は、予定価格が500万円（工事請負契約については、250万円）以上の契約について、契約を締結した日の翌日から起算して14日以内に、本学又は文部科学省のホームページ上で公表し、公表期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間とするものとする。ただし、工事請負契約の公表方法等については、別に定めるものとする。

2 前項の公表には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- 二 契約を締結した日
- 三 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 四 契約金額
- 五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 随意契約によることとした規則の根拠条文及び理由

3 第1項の規定にかかわらず、本学の業務運営上、秘密にする必要があるものについては公表しないことができるものとする。

（予定価格調書の保管）

第10条 予定価格調書は、決裁後、契約に付する事項を記載した封筒に入れ密封し、入札執行時まで入札執行者が保管しなければならない。

2 前項の規定で見積り合わせに係るものは、見積書徴取時まで契約事務職員が保管しなければならない。

（見積書の徴取）

第11条 契約規程第30条ただし書きに定める別に定める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が100万円未満の工事、製造、財産の売買、物件の賃貸借契約又はその他の契約
 - 二 特別の事由等により2人以上の者から見積書を徴することが困難であると認められるもの
- 2 前項第2号の場合にあつては、見積合わせができない理由書を作成し、関係書類を添付するものとする。ただし、契約の性質等を踏まえ、関係書類を添付できない場合は省略することができる。

（見積書の徴取の省略）

第12条 前条による見積書の徴取は、次の各号に掲げる場合には省略することができるものとする。

- 一 法令に基づいて取引価格が定められているもの
- 二 特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるもの
- 三 契約規程第30条の2第2項第2号に定めるもの

（入札結果一覧表の作成）

第13条 入札執行者は、入札を実施し、落札者を決定したときは、入札結果一覧表を作成し、契約担当職員に報告しなければならない。

2 前項の規定は、見積合わせにも準用し、見積結果一覧表を作成するものとする。

（契約決議書等）

第14条 契約規程第30条の2に定める契約決議書及び契約締結伺には、次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添付するものとする。

- 一 契約書の写又は案
- 二 入札(見積)結果一覧表
- 三 入札書(見積書)
- 四 予定価格調書
- 五 債権確定調査書
- 六 その他必要な書類

(契約書の取り交わし)

第15条 契約担当職員は、契約の相手方を決定したときは、その決定の日から10日以内（契約の相手方が遠隔地等特別の事情があるときは合理的と認められる期間）に契約書の取り交わしをするものとする。

(請書の徴取)

第16条 契約規程第32条第2項により請書その他これに代わる書類を徴するものは、次の各号に掲げる契約とする。

- 一 契約金額が300万円以上の工事、製造、財産の売買、物件の賃貸借又はその他の契約
- 二 保有個人情報を取り扱う契約
- 三 その他特に必要があると認めた契約

(契約基準)

第17条 契約担当職員は、工事、製造、役務に関する請負契約又は物品の供給に関する契約を結ぶ場合は、契約の履行について次の各号に掲げる契約基準を内容とすることを明記しなければならない。

- 一 工事請負契約基準 別記第1号
- 二 製造請負契約基準 別記第2号
- 三 役務請負契約基準 別記第3号
- 四 物品供給契約基準 別記第4号

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、契約基準の一部を修正することができる。

(検査調書の省略)

第18条 検査職員は、契約規程第39条により検査調書の作成を省略する場合にあっても、相手方の給付を完了した旨の通知書に、給付内容を確認した旨の押印をしなければならない。

(予定価格調書等の様式等)

第19条 予定価格調書等の様式等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----------|
| 一 予定価格調書 | 別紙様式第1号 |
| 二 指名通知書 | 別紙様式第2号 |
| 三 見積通知書 | 別紙様式第3号 |
| 四 入札（見積）結果等一覧表 | 別紙様式第4号 |
| 五 工事請負契約書 | 別紙様式第5号 |
| 六 物品供給契約書 | 別紙様式第6号 |
| 七 製造請負契約書 | 別紙様式第7号 |
| 八 役務請負契約書 | 別紙様式第8号 |
| 九 請書（工事） | 別紙様式第9号 |
| 十 請書（物品） | 別紙様式第10号 |
| 十一 請書（製造） | 別紙様式第11号 |
| 十二 請書（役務） | 別紙様式第12号 |
| 十三 競争加入者心得（工事） | 別記第5-1号 |
| 十四 競争加入者心得（工事（入札保証金納付版）） | 別記第5-2号 |
| 十五 競争加入者心得（物品、製造、役務） | 別記第6号 |

2 前項の様式等は標準的な例を示すものであって、契約の内容によっては、適宜修正して使用するものとする。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、契約の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 国立大学法人島根大学契約事務取扱要領(平成16年4月1日事務局長決裁)は廃止する。

附 則(平成18年 6月21日一部改正)

この要領は、平成18年7月1日から実施する。

附 則(平成19年 3月23日一部改正)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成20年 3月28日一部改正)

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則(平成20年 9月26日一部改正)

この要領は、平成20年10月1日から実施する。

附 則(平成21年 3月31日一部改正)

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則(平成21年12月28日一部改正)

この要領は、平成22年1月1日から実施する。

附 則(平成22年3月12日一部改正)

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成22年7月21日一部改正)

この要領は、平成22年8月1日から実施する。

附 則(平成23年3月22日一部改正)

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則(平成23年4月28日一部改正)

この要領は、平成23年5月1日から実施する。

附 則(平成26年2月7日一部改正)

- 1 この要領は、平成26年2月7日から実施する。
- 2 この要領の実施日前に契約規則第5条に規定する公告をした一般競争又は契約規則第7条に規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月27日一部改正)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この要領は、この要領の実施日前において締結した契約のうち平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等が行われるものにも適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)その他の法令による経過措置が適用される契約については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日一部改正)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成28年4月28日一部改正)

- 1 この要領は、平成28年5月1日から実施する。

2 この要領の実施日前に契約規則第5条に規定する公告をした一般競争又は契約規則第7条に規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月28日一部改正）

1 この要領は、平成29年10月1日から実施する。

2 この要領の実施日前に契約規則第5条に規定する公告をした一般競争又は契約規則第7条に規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。

2 この要領の実施日前に契約規則第5条に規定する公告をした一般競争又は契約規則第7条に規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月20日一部改正）

この要領は、平成30年4月20日から実施し、平成29年12月21日から適用する。

附 則（平成30年4月26日一部改正）

1 この要領は、平成30年5月1日から実施する。

2 この要領の実施日前に契約規則第5条に規定する公告をした一般競争又は契約規則第7条に規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月12日一部改正）

この要領は、平成31年2月12日から実施する。

附 則（平成31年4月22日一部改正）

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和元年9月27日一部改正）

1 この要領は、令和元年10月1日から実施する。

2 この要領は、この要領の実施日前において締結した契約のうち令和元年10月1日以後に課税資産の譲渡等が行われるものにも適用する。

3 前項の規定にかかわらず、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）その他の法令による経過措置が適用される契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月26日一部改正）

1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。

2 この要領の実施日前に契約規則第5条に規定する公告をした一般競争又は契約規則第7条に規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月29日一部改正）

1 この要領は、令和2年5月29日から実施する。

2 この要領の適用日前に契約規則第5条に規定する公告をした一般競争又は契約規則第7条に規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月30日一部改正）

1 この要領は、令和2年6月30日から実施する。

2 この要領の適用日前に契約規則第5条に規定する公告をした一般競争又は契約規則第7条に規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月30日一部改正）

この要領は、令和3年6月30日から実施する。

附 則（令和4年3月25日一部改正）

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年11月10日一部改正）
この要領は、令和5年11月15日から実施する。

附 則（令和6年5月15日一部改正）
この要領は、令和6年5月15日から実施する。